

議案第 28 号

平成 31 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 31 年 2 月 20 日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成 3 1 年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 3 1 年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数		6 2, 3 9 3 戸
(2) 年間総排水量		1 8, 9 0 0, 0 0 0 m ³
(3) 一日平均排水量		5 1, 6 3 9 m ³
(4) 主要な建設改良事業		
① 汚水管渠整備事業		4 2 1, 5 6 7 千円
② 雨水管渠整備事業		3 2, 9 8 8 千円
③ 汚水管渠改良事業		3 3, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		3, 5 2 7, 6 1 2 千円
第 1 項 営業収益		2, 2 0 4, 2 0 4 千円
第 2 項 営業外収益		1, 3 2 3, 4 0 7 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
	支	出
第 1 款 下水道事業費用		3, 1 8 6, 1 3 8 千円
第 1 項 営業費用		2, 8 6 5, 2 0 3 千円
第 2 項 営業外費用		3 1 9, 4 3 5 千円
第 3 項 特別損失		5 0 0 千円
第 4 項 予備費		1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 3 1 6, 6 9 5 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 4, 9 9 1 千円、過年度分損益勘定留保資金 1, 1 0 6, 9 6 4 千円、当年度分損益勘定留保資金 1 1 4, 7 4 0 千円、減債積立金 1 0, 0 0 0 千円及び建設改良積立金 5 0, 0 0 0 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		7 4 1, 4 5 4 千円
第 1 項 企業債		4 8 6, 4 0 0 千円
第 2 項 他会計負担金		1 0 5, 8 7 0 千円
第 3 項 国庫補助金		9 7, 0 0 0 千円
第 4 項 工事負担金及び分担金		4 3, 1 8 3 千円
第 5 項 寄附金		9, 0 0 0 千円

第6項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 2,058,149千円

第1項 建設改良費 993,759千円

第2項 企業債償還金 1,064,390千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 358,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	128,400	同上	同上	同上
計	486,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費262,819千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、461,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,890千円と定める。